

東弁24人第436号
2013（平成25）年2月7日

東京拘置所

所長 亀田 光生 殿

東京弁護士会

会長 斎藤 義房

人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り要望致します。

記

第一 要望の趣旨

貴所における被収容者の郵便物の発信申請に際して、郵便局で追加料金が発生した場合、必ず被収容者に事前に意思確認をした上で発送手続を行うよう要望致します。

第二 要望の理由

1 当会における調査の結果、以下の事実を認定致しました。

- (1) 平成23年5月6日、申立人は当会の綱紀委員会、刑事弁護委員会、及び人権擁護委員会宛ての定型外特定記録郵便1通を発信しようとした際、当時領置金が212円と余裕がなかったため、切手代を550円以下にするために担当者に重量を500グラム以下（基本料金390円、特定記録料160円）におさえたい旨伝え、何回か郵便物の計量を繰り返した後、「500グラムちょうどになった」と言われたことから発信を依頼した。
- (2) 同月9日になって、担当者から6日の郵便物について、すでに発送はしたものの、重量オーバー（535グラム）で追加料金として190円発生していること及び追加料金についてはすでに領置金から差し引いている旨伝えられた。
- (3) なお、貴所は照会に対する回答において、追加料金の支出につき申立人に事前に確認をしたうえで発送手続を行い、平成23年5月6日付の支払願が提出されているとした。しかし、当会が貴所に対して同支払願の写しを送付するよう照会したところ、貴所はこれに応じなかった。

また貴所は、同日に申立人が166円分の物品購入の申し込みをしたが領置金が不足しているため購入手続きを実施することができなかった旨回答しているところ、当会から同購入願の写しの送付を求めたのに対し、これにも応じなかった。仮に貴所の主張通りだったとした場合、申立人は、自己の領置金の残額が22円であったにも関わらず166円分の日用品等の購入願を提出していることになり、かかる経過は不自然であるといわざるを得ない。

以上よりすれば、追加料金の支出につき申立人に事前に確認したとの貴所の回答は信用することができない。

- (4) 貴所においては、発信願が出された郵便物に郵便局の計量にて追加料金が発生した場合、通常発送手続前に本人の意思確認を行っているところ、本件では追加料金分につき本人に事前確認を取らずに無断で領置金から差し引き、事後承諾を求めたものである。

- 2 領置金は、被収容者の財産権として保障されるべきものであり、被収容者の了解なしに領置金を使用することは、被収容者の財産権を侵害するものであります。

190円という金額は、収入の見込みのない被収容者にとって決して軽視できる金額ではなく、これを無断使用された被収容者の不利益は大きいと思われま

す。
貴所における通常の運用では、発信申請がなされた郵便物について郵便局にて追加料金が発生することが判明した場合、被収容者に発信の意思確認を行ってから発送手続を行っているとのことですので、今後はより一層当該手続を徹底されるよう要望致します。

以上